2　測定器の設定等

⑴　同軸系の場合は、擬似負荷（減衰器）の減衰量を20dB程度以下とする。

⑵　副次的に発する電波等の限度（以下この別表において「副次発射」という。）の探索時のスペクトル分析器を次のように設定する。

掃引周波数幅	10MHzから６GHzまで
分解能帯域幅	１GHz未満の場合は100kHz、１GHz以上の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	（掃引周波数幅／分解能帯域幅）×バースト波繰り返し周期以上
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

⑶　副次発射の電力測定時のスペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	検出した副次発射の周波数
掃引周波数幅	０Hz
分解能帯域幅	30MHz未満の場合は10kHz、30MHz以上１GHz未満の場合は100kHz、１GHz以上の場合は１MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
掃引時間	１チャネルで一の通信を行う場合は５ms、１チャネルで二の通信を同時に行う場合は10ms
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3　試験機器の状態

試験周波数を継続的バーストが受信できる状態（強制受信制御）に設定する。

4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑵として、副次発射を探索する。

⑵　検出した副次発射の電力値が0.4nW以下の場合は、探索時の電力値を測定値とする。

⑶　検出した副次発射の電力値が0.4nWを超えた場合は、スペクトル分析器の設定を２⑶とし、その電力を測定する。この場合は、測定時間（５ms）を８区間に分割して各区間ごとに平均値を算出し、それらのうち最も大きな値を測定値とする。ただし、１チャネルで二の通信を同時に行う場合は、測定時間（10ms）を16区間に分割して各区間ごとに平均値を算出し、それらのうち最も大きな値を測定値とする。また、掃引周波数幅を100MHz、５MHz、１MHzと順次狭くして、副次発射の周波数を求める。

5　試験結果の記載方法

⑴　0.4nW以下の場合は、最大の１波を周波数とともにnW又はpW単位で記載する。

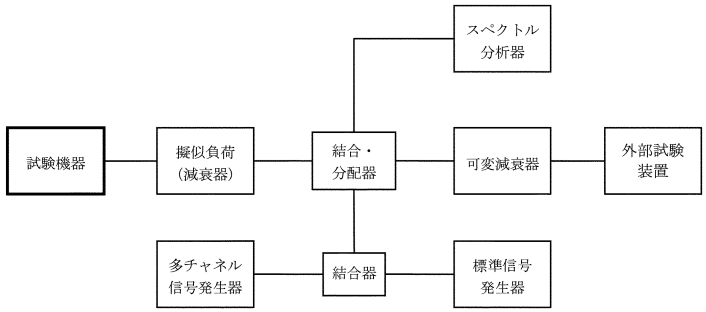
⑵　0.4nWを超える場合は、全ての測定値を周波数とともにnW単位で記載し、かつ、電力の合計値をnW単位で記載する。

6　その他

スペクトル分析器の感度が足りない場合は、低雑音増幅器等を使用することができる。

十二　キャリアセンス機能

1　測定系統図



2　測定器の設定等

⑴　多チャネル信号発生器は、制御用周波数の１波及び試験周波数（占有周波数帯幅が288kHzを超えるものにあっては、上下の隣接周波数を含む。）以外の全てのキャリアを無変調で連続で発生させるものである。

⑵　可変減衰器の減衰量は、試験機器と外部試験装置が回線接続できる値に設定する。特に、外部試験装置にキャリアセンス機能がある場合は、外部試験装置に対する多チャネル信号発生器の出力レベルが同装置のキャリアセンス設定値以上で、かつ、異常に高くならないように設定する。

⑶　標準信号発生器を次のように設定する。

送信周波数	試験周波数
変調	標準符号化試験信号により規定の変調とする。
出力レベル	４による。そのレベルは結合器等の回路損失を補正して試験機器に与えるものとする。

⑷　スペクトル分析器を次のように設定する。

中心周波数	ＴＤＭＡ方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の場合は1,899.8MHz、ＰＨＳの無線局の場合は1,902.5MHz
掃引周波数幅	ＴＤＭＡ方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局の場合は12.6MHz、ＰＨＳの無線局の場合は35.1MHz
分解能帯域幅	10kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Ｙ軸スケール	10dB／Div
入力減衰器	20dB
入力基準レベル	＋10dBm

⑸　外部試験装置は、試験機器と回線接続ができ、かつ、回線接続の確認ができる機能を有するものとする。ただし、外部試験装置の代わりに試験機器と通信可能な対向器を使用することができる。

3　試験機器の状態

外部試験装置との間で回線接続し、受信状態とする。

4　測定操作手順

⑴　試験機器の入力電圧が46dBμＶ程度となるように多チャネル信号発生器の出力を設定し、制御用周波数の１波及び試験周波数以外の周波数で電波の発射ができないようにする。

⑵　スペクトル分析器の設定を２⑷とする。

⑶　標準信号発生器の出力を停止する。

⑷　試験機器と外部試験装置との間で回線接続し、試験周波数の電波が発射されることをスペク